

「人倫性」としての人間の自然 —『人倫の体系』に於ける人倫的統体の構成※—

斎藤 稔 章

『人倫の体系』は、人間の自然の真実の権利を問うヘーゲルの人[間の本]性論である。その第三部は、いよいよその人間の自然の真実の権利を明らかにする。人間の自然の真実でない権利なら、既に第一部・第二部に於いて論じられている。ここでは、国家—人倫的統体—不在の下での市民社会が徹底して「関係」の Kategorie により規定された。人間の自然がそこに本質的に欠如しているものを認識し、自らを更に展開させ、その真実の権利を実現するに至る契機は「戦争」である⁽¹⁾。欠如しているものとは、普遍的目的の為に一つの人間集団を統合する技術的能力、具体的には実効性のある戦争遂行能力に外ならず、その主体である国家、即ち人倫的統体である。その内に統合されることによって、国家不在の下での市民社会は国家現存の下での市民社会となる⁽²⁾。「戦争」が国家不在の下での市民社会を超える人倫的統体の必需を、人間の自然に自覚させる。そして、人間の自然はその真実の権利を実現する。

人倫的統体としての国家は直観的同一性と概念的差異性との相互包摂として捉えられる。それはアトミズムに基づくものでないことは勿論であるが、単純なホーリズムに基づくものでもない。その狭間の危険な峰を微妙なバランスを取りながら、這うようにヘーゲルは歩む。その先に在るのは、最高度に展開された差異的な多様性—市民社会—によって媒介され、それを内含する単純な同一性—人倫的統体—である。そこにヘーゲルにとっての—国家観に留まらない—真実態がある。国家とは「政治と言う機械」(オルテガ)ではなく、有機的生命体である。それは如何なるものか。ヘーゲルによれば、人間の自然は、最終的に、如何なる自己をその真実の権利として実現するのか。

I

「個体そのものは真実に絶対的なものではなく、単に形式的に絶対的なものに過ぎな

い。即ち、真実なものは人倫の体系である。」「個体の個別性が第一のものではなく、第一のものは人倫的自然の生命性であり、神性である。その神性の本質にとって、個々の個体は余りに貧弱であって、その神性の本性をその全実在性に於いて把握することは出来ない。」(SdS.70f.)「一切の事物は神の内に入り如何なる個別性も無い」(SdS.61)。—単純なアトミズムに対する徹底した否定を宣言することにより、『人倫の体系』の共同体論はその旗幟を鮮明にする。がしかし、単純なホーリズムに基づいて共同体論が展開される訳でも又ない。個体の個別性が全くの無だと言うのではない。個体は己れを組織する人倫的勢位の「素材」(SdS.70)であり、その「素材」に於いてしか人倫的勢位は己れを組織し得ないのである。個体は自らその個別性・特殊性を一度全面的に展開し—そこに国家不在の下での市民社会が立ち現れる—、しかしその否定性の認識に基づいてこれを否定し、真に普遍的なものへ向かい、これに統合される—そこに人倫的統体が立ち現れる—。その最終局面が、特殊なもの同士「関係」、及び特殊なものとの普遍的なものとの「関係」—それは直観的同一性を包摂する概念的差異性による—を真に普遍的なものの内へ止揚し、これと統合する—それは直観的同一性による一点で、正に『人倫の体系』第三部「直観の下への概念の包摂」の勢位に外ならない。この徹底的に展開されたアトミズムを包摂したホーリズムに、ヘーゲルの根本信念があり、根本の哲学的世界観がある。

人倫の理念が実現される場は「民族」である。人倫的統体は民族共同体である。下位の家族や国家不在の下での市民社会に於ける特殊な諸規定性は総て、民族と言う絶対的な普遍性の下へ絶対的に止揚され、その諸契機として受容される。人倫的統体に於いて、民族は絶対的な民族であり、諸個体は絶対的に一つである。

人倫的統体の下で、民族と個人とは相互包摂の内にある。第一に、個人が民族を包摂する。但し、個人の特殊的な意志・恣意・規定性が民族を支配すると言う意味ではない。民族に於いて実現される人倫が個人に内面化され、「個々人の人倫」(SdS.65)「個々人の内なる人倫」(SdS.66)になるのである。これが「徳」(SdS.65)である。この「徳」に於いて、個人は普遍的なものたる可能性を得る。第二に、民族が個人を包摂する。但し、個人にとって外在的な民族が個人を支配すると言う意味ではない。個人の行動や思惟や存在が本質や意味を持つのは、それが内面化された人倫、即ち「徳」に基づく限り、全くただ民族の内に於いてだけなのである。

この相互包摂によって、民族は「絶対的無差別」・「生ける無差別」(SdS.62)であり、

個人は「自己をあらゆるものに於いて自己自身として直観する」「最高の主体－客体性」(ibid.)であり、「生ける個体」(SdS.60)、単なる経験的な存在を超えて「永遠な仕方」で生きる個人である(SdS.61)。ここにヘーゲルは「民族の神性」(SdS.62)を見る。人倫的統体の十全な実現こそがこの神性の実現である。人間の自然はその人倫性に於いて神的である。『人倫の体系』が問うのは、人倫性としての人間の自然のこの神性に外ならない。

II

ヘーゲルにとって、認識論的にも存在論的にも、直観は特殊なものと普遍的なものとの直接的・自然的同一性・無差別性であり、概念は特殊なものと普遍的なものとの差異性である。『人倫の体系』第一部・第二部は(概念を包摂した)直観を包摂した概念(〔概念⊂直観〕⊂概念)の勢位であり、第三部はその概念を更に包摂した直観(〔〔概念⊂直観〕⊂概念〕⊂直観)、或は直観と概念との無差別の勢位である。人倫的統体は、第三部が論じる「直観と概念との絶対的同一性」、或は「実践的で人倫的なものの一切の諸規定性の絶対的無差別」の勢位に於いて実現される(SdS.63)。

その第三部の構成に於いても又、直観と概念との相互包摂の論理が貫徹される。即ち、1.概念を包摂する直観—差異性を潜在的に含む直接的・自然的同一性・無差別性—の勢位、2.その直観を包摂する概念—直接的・自然的同一性を潜在的に含む(顕在化した)差異性—の勢位、3.その概念を更に包摂する直観—「絶対的な生ける無差別の形式」—の勢位から、第三部は構成される(SdS.63f.)。

1.直観(特殊なものと普遍的なものとの直接的・自然的同一性)の下への概念(特殊なものと普遍的なものとの差異性)の包摂(概念⊂直観)

：個体(特殊なもの)と民族(普遍的なもの)との直接的・自然的同一性としての国家体制

「戦争」を経て、国家不在の下での市民社会の内で差別的であった諸個体は一つになり、真に民族を成す。その内で先ず諸個体は、直接的に、言い換えれば自然な形で民族を具現する。主観的内面的には「人倫」--「諸徳」--を、客観的外面的には「諸身分」を、諸個体は具現する。それを、ヘーゲルは「静態に於いて具体的に示された人倫の体系」(SdS.77)と称する。狭義の「人倫の体系」である。この「体系」は「人倫」及び

「諸身分」の、これ又三勢位から成る。

- 1) 直観（特殊的なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性）の下への概念（特殊的なものとの普遍的なものとの差異性）の包摂（概念C直観）

：個体が普遍的なものとの直接的・自然的に同一的な「人倫」と「身分」、即ち「信頼」と「農民身分」

「信頼」は、認識も行動の為の悟性も欠いて、全体への素朴な信頼に生きる「粗野で堅牢なもの」(SdS.69)である。「信頼」に生きる「農民身分」は「自分自身で自分を生産する」「大地や動物」(SdS.77)を信頼し、それを我が物として生産活動を行う一方、「絶対身分」（後述）を信頼して、「勇敢」を「徳」として戦闘員ともなり得る。この「勇敢」は、後述される「勇敢」と違い、自然に発する「勇敢」である。

- 2) 概念（特殊的なものとの普遍的なものとの差異性）の下への直観（特殊的なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性）の包摂（[概念C直観]C概念）

：個体が普遍的なものとの差異的な「人倫」と「身分」、即ち「相対人倫」（「律義（正直）」）と「営利身分」

「相対人倫」は、特殊的なものに差異的な、形式的に普遍的（抽象的）な「法」を立て、それに「律義（正直）」に従う生として現れる。「相対人倫」に生きる「営利身分」は「律義（正直）」に法を遵守しながら、生産・交換（商業）などの営利的な経済活動を行う。

- 3) 直観（特殊的なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性）の下への概念（特殊的なものとの普遍的なものとの差異性）の包摂（[[概念C直観]C概念]C直観）

：個体が普遍的なものとの媒介的に同一的である「人倫」と「身分」、即ち「絶対人倫」（「勇敢」）と「絶対身分（軍人・政治家身分）」

「絶対人倫」は、一切の特殊性が廃棄され、所有・生命が普遍的なものとしての民族と一つになった「祖国に於ける、そして民族の為の絶対的生」(SdS.65)として現れる「勇敢」（諸徳の無差別）である。「絶対人倫」に生きる「絶対身分」の労働は、「勇敢」を奮って為される普遍的労働、具体的には「戦争」や「統治」などである。但し、第一義的には「戦争」であり、「統治」は第二義的である。ヘーゲルはこの身分を「戦争」の際には単に「絶対身分」と、「統治」の際には「形式的に普遍的な」、それ故実質的には特殊的な「身分」と称するからである(SdS.95)。つまり、この身分は「戦争」

の際には他身分に対して働くことのない真実に普遍的で絶対的な身分だが、「統治」の際には他身分に対して働く特殊な一身分に過ぎない。

では、諸身分は如何なる体系的連関に有るのか。第一に、諸身分の間には「有用性」の連関がある。i) 欲求を有しながら、欲求を充足する個別的（私的）労働に従事しない絶対身分には、個別的（私的）労働に従事する他身分によって消費財が供給される。この点で、他身分には絶対身分に対する「有用性」がある。ii) 絶対身分にも他身分に対する二重の「有用性」がある(SdS.73f.)。まず、絶対身分は普遍的労働（軍事・警察）によって他身分の所有を保全し、「勇敢」を免ずる。これはi)と相補的であり、絶対身分と他身分との「対等性」に基づく。次は両者の「区別」に基づき、絶対身分は「勇敢」な軍事行動の故に、「運動しつつ存在する絶対的なものの像、人倫的自然が希求する最高の実在的な直観」として、他身分にとって「絶対的威力」となり、畏敬の対象となる(SdS.73)。絶対身分は「人倫的自然が希求する最高の実在的な直観」である故、他身分の絶対的な内的本質であるが、他身分には異縁な客体的なものの形態で現れ、自覚されない。この直観及び畏敬を持つ点に、ヘーゲルは営利身分の「第一の性格」を見る(SdS.94)。もしこの「第一の性格」が欠落したなら、営利身分は「獣性」を帯び、「民族の絶対的紐帯、即ち人倫的なもの」が消失するからである(ibid.)。従って、この直観及び畏敬が人倫の体系を根底で支えているのである。

この点について、「自然法」は次のように述べる(B4.462)。「自由人の身分」（絶対身分）は「生動的な精神」であり、「非自由人の身分」（営利身分）はその「肉体的、可死的な魂」であり、前者の精神を自己に異縁なものとして直観し、世俗的現実的には「畏怖、信任、並びに服従」によって、宗教的観念的には「宗教、共同の神とその神への奉仕」によって相対的に一体化する、と。換言すれば、営利身分は疎外された自らの本質をそれと知らずに絶対身分の内に見ているのであり、営利身分は「支配」と「宗教」によってしか絶対身分と、しかも相対的にしか一体化し得ないのである。

第二に、営利身分が自ら立て、遵守する形式的普遍的（抽象的）「法」は、それだけでは「何か端的に観念的な、考えられたもの」(SdS.74)でしかない。それが実効力あるものとなるには、法を犯した者に対して物理的強制力が行使されねばならない。それは民族によって、即ち民族と一体化した主体、即ち絶対身分によって行使される。法は「民族の内でのみ実在性を受け取る。」(ibid.) 同様のことが営利身分の諸活動に関する

一切について言える。これらは総て、取り分け營利身分の諸活動が民族の無差別性の内へ、換言すれば絶対身分の内へ包摂されていることを示す。

第三に、農民身分が絶対身分への自然な信頼に生きることは既述の通りである。

以上より、諸身分は等価で並立している訳ではなく、絶対身分こそが無差別的であることによって、絶対的に普遍的なものとしての民族と一体であり、「第一身分【絶対身分】が・・・その他の諸身分の精神である」(SdS.84)と言う関係にある。

以上が「静止に於いて具体的に示された人倫の体系」であり、この身分秩序は絶対的に維持されねばならない前提である。前提たるその静的な身分秩序を動的に統合しているのが「統治」である。換言すれば、『自然法』に於いて先に言われた「支配」と「宗教」を司るのが、続く「普遍統治」と「絶対統治」である。

III

2. 概念（特殊的なものとの普遍的なものとの差異性）の下への直観（特殊的なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性）の包摂（〔概念C直観〕C概念）

：個体（特殊的なもの）と普遍的なものとの差異性、即ち「統治」としての国家体制「統治」は、前勢位で呈示された諸身分の体系一狭義の「人倫の体系」一を前提に、個体（特殊的なもの）と普遍的なものとの「差異性」を本質とする。「差異性」が「同一性」を前提にすることによって、「関係」が生まれる。普遍的なものが特殊的なものに対して「原因」として「関係」する。これによって前勢位の静的な体系の内へ動的原理が入り込み、「一切の諸勢位の展開の内へ広がって、この展開を本当の意味で初めて定立し、そして産出する運動」(SdS.77)が具体的に示される。この統治の運動も又三勢位からなる。1) 特殊的なものとの普遍的なものとの差異的でありながら、自然な形で調和している運動。2) 普遍的なものが原因として特殊的なものに対して規定的に関係する運動。この場合、普遍的なものは形式的に普遍的なものである。3) 特殊的なものとの普遍的なものとの差異性を、それを越えた絶対的に普遍的なものが永遠に廃棄しつつ産出する運動。

1) 直観（普遍的なものとの特殊的なものとの直接的・自然的同一性）の下への概念（普遍的なものとの特殊的なものとの差異性）の包摂（概念C直観）

：「自然統治」

この勢位の論述は欠如している⁽³⁾。普遍的なものとしての民族の内、各々の身分が民族によって各々に割り当てられた人倫（徳）に自然な形で従うことで、民族の全体が調和している自然な統治である。

2) 概念（特殊的なものとの普遍的なものとの差異性）の下への直観（特殊的なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性）の包摂（〔概念C直観〕C概念）

：「普遍統治」

絶対的ではあるが、にも拘わらず他の身分に対して差異的である限りでは特殊的なものである絶対身分が特殊的なものとしての他身分、及び絶対身分自身に対して行使する世俗的統治が普遍統治である。普遍統治は、立法権・司法権・執行権の三契機をその内の執行権を以て同一化することによって遂行される。

i) 直観（特殊的なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性）の下への概念（特殊的なものとの普遍的なものとの差異性）の包摂（概念C直観）

：普遍的なものが特殊的なものに自然的に内在し、特殊的なものを支配する統治、即ち「欲求の体系」

「欲求の体系」は特殊的なものによる普遍的なものとの定立（立法）に相当し、三勢位から成る。①自然的な「欲求の体系」。第一部「自然的人倫」に於いて特殊的なものとの特殊なものとの関係から生成した「普遍的に相互的な自然的相互依存性の体系」（SdS.89f.）—欲求と労働に関する相互依存性の体系—は人倫的統体に於いても保持される。その統治者は、国民経済学が明らかにした「見えざる手」、即ち最適資源配分を自動的に実現する市場機構—人間の意図や恣意を含まない「無意識的な盲目的運命」（SdS.91）—である。この統治が完璧であれば、これ以上の統治は必要ない。

しかしヘーゲルは、この体系がそれだけでは安定的に維持され得ないことを、先ず経験的偶然的な局面に於いて、次に「即且つ対自的に必然的」（SdS.93）な局面に於いて見定める。そこで、統治は意識的にこの「無意識的な盲目的運命を我が物とし」（SdS.91）なければならない。②先ず経験的偶然的局面とは、不作等により最適資源配分が自動的に達成されない場合である。この場合、統治は「自然」に対して「反対に」（ibid.）働き、資源の再配分等によって「相互依存性の体系」を再興する。原因が経験的偶然的である以上、この統治自身も経験的偶然的である。③次の「即且つ対自的に必然的」な局

面とは、営利身分に於いて生ずる貧富の差である。貧富の差が階級分化を生み出し、階級支配を帰結する。ヘーゲルが最も危険視するのは、富の多寡の自体化である。そうになると「【絶対身分に於いて得られる】有機的で絶対的な直観や、自らの外部にはあるが定立された神的なものに対する畏敬を持ち得ると言う営利身分の第一の性格は一掃されて、一切の高次のものを蔑視すると言う獣性が現れてくる。知恵を欠く純粋に普遍的なもの、つまり富の嵩が自体であり、民族の絶対的紐帯、つまり人倫的なものは消失し、民族は解体される。」(SdS.94)そこで、統治が「最高度に働かねばならない」(ibid.)。具体的には、営利身分の(自前による)普遍的な相互依存性の編成、(課税等による)「高い利益を困難にすること」(ibid.) などである。但し、その統治の実効性は抑々統治身分への「畏敬」に懸かっている。従って、手遅れの場合、戦争を遂行することによって「畏敬」を再構築しなければならない。

以上より、第一の普遍統治は「相互依存性の体系」の完成であり、否定ではない。統治は「相互依存性の体系」が的確に機能するように、これを補完し、制度として人倫的統体に包摂する。それ故、「欲求の体系」それ自身が普遍統治である。

ii) 概念(特殊なものとの普遍的なものとの差異性)の下への直観(特殊なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性)の包摂(「概念C直観」C概念)

：普遍的なものが特殊なものから分裂し、特殊なものを形式的に支配する統治、即ち「正義の体系」

「正義の体系」は特殊なものとの普遍的なものとの分裂の事態に定位し、それによって形式的となった普遍的なものの下へ特殊なものを観念的に包摂(司法権を行使)する。形式的な普遍的なものは「法」―「意識の形式」に於いては「法律」(SdS.98)―であり、特殊なものはこれから分裂しており、時にこれを否定する「欲求」、「占有」などである。「法」が本質を成し、「欲求」や「占有」を包摂する。後者が前者を否定すれば、そこに「犯罪」が生まれる。例えば、①「法」そのものは否定されない民事的係争、②「法」そのものが否定される刑事的犯罪、③国家(人倫的統体)全体を否定する犯罪である。「法」は「犯罪」を犯した後者を再び包摂し、元の法状態を回復すべく、「刑罰」を与える。①「民事的刑罰」、②「刑事的刑罰」、③国家的正義による「戦争」である。それらは、最早私的復讐ではない以上、公権力に委ねられる。第二部「否定的なもの」に於いて、特殊なものとの普遍的なものとの関係から不可避免的に生成した「犯

罪」は人倫的統体に於いても保持される。

この中では、戦争を国家的正義の実現と見ている点を取り分け重要である。「戦争によって存在するのは、ただ承認することのみ、・・・即ち真実に生きているもののみである。」(SdS.87)「己れが承認されていないことを見出す民族は、この承認されると言うことを、戦争或は植民地によって生み出さねばならない。」(SdS.86)しかも、「自然法」によれば、戦争の意義は対外的な面に限られず、戦争には一切の諸規定性の悉くが「無化され、しかも絶対的なものそれ自身の為に、或は民族の為に無化されるという自由な可能性」があるので、その結果生ずる「諸規定性に対する無差別」に於いて、戦争は民族の「人倫的健全さ」を維持する(B4.450)。同様に、人倫的統体が欲求の体系をそれだけでは自存し得ない「内的な空無」(B4.451)として維持する手段としても戦争が持ち出される。

iii) 直観(特殊なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性)の下への概念(特殊なものとの普遍的なものとの差異性)の包摂([[概念C直観] C概念] C直観)
: 普遍的なものが絶対的で、特殊なものを完全に自己の内へ受容する統治、即ち「陶冶の体系」

「陶冶の体系」に於いては、普遍的なものは最早形式的ではなく、絶対的であり、従って特殊なものを完全に自己の内へ実質的に包摂(執行権を行使)している。即ち、この統治は絶対身分それ自身を対象とし、絶対身分を絶対身分として教養形成する。これも又三勢力からなり、①才能・発明・学に関する「教育」であり、②「自らを教養形成し、自らを語り、自らを意識する民族」としての「教養形成」であり、普遍的習俗・秩序・戦争の為の教養形成・戦争で個々人の真実性を吟味する「陶冶」であり、③陶冶の成果としての植民地開拓である。

以上より、普遍統治は『人倫の体系』の構成をそのまま反復している。即ち、i) 「欲求の体系」は第一部で構成された商業経済社会を統治の対象とする。ii) 「正義の体系」は第二部で構成された「犯罪」及び「戦争」を統治の対象とする。iii) 「陶冶の体系」は第三部で構成された人倫的統体そのものを統治の対象とする。

3) 直観(特殊なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性)の下への概念(特殊なものとの普遍的なものとの差異性)の包摂([[概念C直観] C概念] C直観)

：「絶対統治」

普遍統治が一絶対的ではあるが、他の身分から差異化されている点で一特殊なものである絶対身分が特殊なものとしての他身分、及び絶対身分自身に対して行使する世俗的統治であるのに対し、絶対統治は諸身分に超然とした絶対的に普遍的なものが諸身分に対して行使する神聖な統治であり、諸身分間の「絶対的關係」(SdS.82)を保持する。絶対統治は、従って、諸身分間の「絶対的關係」に背き、諸身分間の区別を混淆させるものに対して絶対的に否定的であり、「立法的・規制的」(SdS.83)である。絶対統治は対立から完全に免れ、それに比すれば一切のものが特殊なものである絶対的に普遍的で理念的なものである故、統治者は特殊なもの的一切を無化して理念的に生きる者であり、それ故如何なる身分にも属さず、一切の身分の無差別である。それは「死の敷居上で」「半ば死んでいる」「長老」、且つ「神にのみ捧げられた祭司」であり、前者は「自然」によって、後者は「自己活動」(SdS.81)によって個体的なものを無化したと言う違いはあっても、一切の諸身分の絶対的無差別であると言う点で、両者は「本来一つのもの」である(SdS.80)。重要なのは、その出自が「絶対身分」であると言う点である。「第一身分【絶対身分】の長老は、この第一身分に帰属したものとして神的生を送った。・・・第一身分の長老自身が祭司であらねばならず、そして雄々しい勇敢な年齢から高齢へと移行する中で祭司として生き、斯くして絶対的な真実な高齢を自らにもたらさねばならない。・・・真実の祭司も又・・・外面的な高齢を必要とし、彼の完成は、自然に反して若年の内へは定立され得ず、最高齢を待ち望まねばならない。」(SdS.81f.)「第一身分から絶対統治は現れ出なければならない。」(SdS.84)それは、絶対身分が他の二身分の「内的精神」であり、それ自身「神的」である点で、絶対的なものにより一層近いからである。

絶対統治は神に仕える長老の祭司による「神の現れ」であり、その言葉は彼らが授かる「神の言葉」である。それ故、諸身分間の「絶対的關係」に対抗する者はあっても、絶対統治に対抗する者はあり得ない。だからヘーゲルは言う、「一切の人間的なものと一切の他の神聖化はここで終わる」(SdS.85)と。

以上のようにして、「統治」は完成する。完成した「統治」は「自由な統治」である。「自由」とは「統治するものがそれ自身統治されるものである」と言う「有機的原理」(SdS.99)である。この自由の原理が働き、統治する普遍的なものと統治される特殊な

ものが同一的であるような統治こそが「自由な統治」である。

IV

3.直観（特殊的なものとの普遍的なものとの直接的・自然的同一性）の下への概念（特殊的なものとの普遍的なものとの差異性）の包摂（〔概念⊂直観〕⊂概念〕⊂直観）
：絶対的な国家体制

ヘーゲルが「1.諸身分の体系」、「2.統治」に次いで、特殊的なものとの普遍的なものとの媒介された同一性として呈示するのは、絶対的な国家体制である。それは前勢位で達成された「自由な統治」が行われる国家体制であり、統治者の数は問題ではない。そこでヘーゲルは、絶対的な国家体制を一自由の原理により、それ自身が被治者でもある一統治者の数によって、1) 民主政、2) 貴族政、3) 君主政に分類すると共に、不自由な統治、即ち統治者と被治者が分裂している統治を1) 衆愚政（暴民政）、2) 寡頭政、3) 専制政に分類し、アリストテレス同様、前三者の墮落した形態と見なす。

V

人間には人間の自然が備わり、人間の自然には人倫性が植え付けられている。その人間の自然は直接的・自然的な直観的同一性と概念的差異性との発展的に展開する二肢の統一体であり、1) 概念的差異性を潜在的なものとして、直接的・自然的な直観的同一性が包摂する勢位、2) その直接的・自然的な直観的同一性を、顕在化した概念的差異性が包摂する勢位、3) その概念的差異性を直接的・自然的な直観的同一性が更に包摂することにより、両者が媒介的に統一される勢位の三勢位に於いて、その人倫性を漸次に開示して行く。最高度に展開された差異的多様性によって媒介され、それを内含する単純な同一性こそが、何時の時もヘーゲルにとっての真実態なのである。この思想を、徹底的に展開されたアトミズムを包摂したホーリズムと言っても良い。それが『人倫の体系』の形式的構成を隅々まで貫徹する通奏低音である。その形式的構成の内に、生々しい現実と懐抱された理想とが大胆に嵌め込まれる。

ヘーゲルの眼前に展開する現実とは国家不在の下での市民社会である⁽⁴⁾。それは、特殊的なもの（特殊的な衝動に生きる個人）と特殊的なもの（特殊的な衝動に生きる個人）

との、そして特殊的なもの（特殊的な衝動に生きる個人）と普遍的なもの（社会）との「関係」—直接的・自然的な直観的同一性を包摂する概念的差異性—の連鎖から成る普遍的秩序である。それも又、人間的自然が必然的に生み出した自生的且つ規制の秩序である。この時人間的自然は、自らが特殊的な衝動でしかないにも拘わらず、否それ故にこそ、自らに外的な普遍的秩序を生み出さざるを得ず、そしてその内で様々な「関係」の連鎖に巻き込まれざる得ないと言う矛盾に、換言すれば、他の特殊的なもの及び普遍的なものが、一方では特殊的なもの外部にあって自立しており、他方では特殊的なもの内部にあると言う矛盾に陥っている。これが、ヘーゲルの眼前に展開される生々しい現実である。

人間的自然それ自身が不可避に陥る「運命」である、この現前する「関係」の連鎖から脱出する方途は、この「関係」の連鎖を純粹に無化し得ない—だからこそ、それは「運命」なのである—以上、人間的自然がこの「関係」の連鎖を承認しつつ、しかし、より高次の真に普遍的なもの（特殊な衝動を超えた普遍的な人間的自然）へ超脱し、その下へ「関係」の連鎖を包摂し、その暴走を制御することしかない。そこに有機的に統合された国家として生成するのが人倫的統体である。「関係」の連鎖が剥き出しで幅を利かす市民社会は、この人倫的統体の下へ包摂されることにより、暴走することなく安定した制度としてその内部に保持される。ヘーゲルは経済学的特殊性・合理性の人間像を現前のものとして展開しながら、それを政治学的普遍性・人倫性の人間像の優位の下へ統合して行く。その一切が外ならぬ人倫性としての人間的自然の真実の権利の実現なのである。これが、ヘーゲルが懐抱する理想である。

この構想に寄り添うように、ヘーゲルの歴史観がある。ヘーゲルによれば、古代に於いては国家が現前し、市民社会は「影法師」の如くであり、続く近世に於いては市民社会が現前し、国家は「影法師」の如くであった(B4.459ff.)。そして来るべき未来に於いては、国家と市民社会とは共に現前し、前者の下へ後者は包摂され、両者は統合されねばならない。そうヘーゲルは考える。人倫的統体は、現前の近世市民社会を徹底して「関係」のカテゴリーで捉えた上で、「同一性」のカテゴリーで捉えた古代的国家によってそれを包摂し、両者を統合する形で、近未来に成立する。この三つの時代が各々『人倫の体系』の「書かれざる第一部」⁽⁵⁾、「第一部・第二部」、「第三部」に対応する。それ故、人倫的統体は近世的「関係」の原理と古代的「同一性」—それは「絶対統治」に典型的に見られる—の奇妙な混淆体となる。

国家不在の下での市民社会と言うヘーゲルにとっては忌まじしい現実が単なる偶然の所産でないとするれば一事実、そうではない、とヘーゲルは考える一、それは人間の自然の内に定位してはならない。それは自然性としての人間の自然の権利の実現であるとして、第一部・第二部が執筆された。人倫的統体と言うヘーゲルにとって望ましい理想が単なる空想の所産に終わらない為には、これも又人間の自然の内に定位してはならない。それは人倫性としての人間の自然の権利の実現であるとして、第三部が執筆された。現実の構成的認識と懐抱された理想の認識論的構築と言うこの両面作戦を、同一性（直観）と差異性（概念）との二肢的統一体としての人間の自然の哲学が遂行する。それが『人倫の体系』の戦略であった。

若き日に抱かれた古代共和国への憧憬を未だに引き摺りながら、今ヘーゲルが構想した人倫的統体は近世と言う「現実」の認識を踏まえた「理想」である。しかし、認識された「現実」も又懐抱された「理想」によってバイアスを受けて成立する。現実の分析を踏まえない純粋な理想の構成も、理想の懐抱に先導されない純粋な現実の構成も抑々存在しない。それが「現実」と「理想」の秘密であるとするなら、歴史の世界とはそれ自身が既に、懐抱された理想によってバイアスをかけられ解釈された「現実」と、現実によって方向性を与えられ懐抱された「理想」とが時間と言う舞台の上で、理論的にも実践的にも闘ぎ合う中で自ら生成して行くものでしかない。その先に「人倫性」の全面的開花があるかどうかは歴史に聞いてみるしかない。それが人間の自然の「現実」と「理想」であり、そこにその限界がある。

※本稿は拙稿「直観と概念との相互包摂—『人倫の体系』の構成—」（『哲学』第46号所収）、「『関係』としての人間の自然—『人倫の体系』第一部の位置—」（『哲学論叢』第XXIV号所収）、「『否定的なもの』としての人間の自然—『人倫の体系』に於ける『犯罪』の必然性—」（『哲学論叢』第XXV号所収）の続編であり、表記の仕方等は全面的にこれらに依拠している。

【引用略号】

Sds. : G.W.F.Hegel, Frühe politische Systeme, hrsg. G.G. hler (Ullstein).

B. : G.W.F.Hegel, Gesammelte Werke, hrsg. v. Reinische-Westflische Akademie der Wissenschaft (Meiner).

註

- (1) 拙稿「『否定的なもの』としての人間の自然—『人倫の体系』に於ける『犯罪』の必然性—」（『哲学論叢』第XXV号所収）参照。
- (2) ヘーゲルの市民社会観を考える場合、その二義性に注意する必要がある。即ち、「国家不在の下での市民社会」と「国家現存の下での市民社会」の二義である。『エンツュクロペディー』や『法哲学』で主に論じられる市民社会は後者である。『人倫の体系』は両者を共に論じる。

- (3) 『人倫の体系』第三部は「直観と概念との相互包摂」の論理が一番見えにくい箇所である。そこにヘーゲルの不親切を見るか、或はヘーゲルの構想の不徹底若しくは破綻を見るかは兎も角、以上の理由より、本稿は、ヘーゲルの意図を裏切る危険性を覚悟しつつ、執筆者による改訳・再構成を多分に含んだものとなる。それは総て「直観と概念との相互包摂」の論理を徹底しようと言う形式的要求に基づいており、該当するのは以下の箇所である。
- 1) 「諸身分の体系」に関して、実際の論述の順序を逆転させ、絶対身分—營利身分—農民身分の順序を、農民身分—營利身分—絶対身分の順序にしたこと。
 - 2) 「統治」に関して、絶対統治—普遍統治—自由統治の順序で論述されているが、あって然るべき統治として、その冒頭に「自然統治」を新たに置き、それに続いて、普遍統治—絶対統治から成る三幅対の構成順序にしたこと。
 - 3) それに伴い、食み出た「自由統治」を、「諸身分の体系」—「統治」に次ぐ、実際の論述には欠如しているが、しかしあって然るべき第三の構成要素として置いたこと。
- (4) 拙稿「『ドイツ憲法論』の国家と社会」（『哲学論叢』第XVII号所収）参照。
- (5) 拙稿「直観と概念との相互包摂—『人倫の体系』の構成—」（『哲学』第46号所収）参照。

〔哲学博士課程学修〕

Menschliche Natur als Sittlichkeit.

—Zur Struktur der sittlichen Totalität im *System der Sittlichkeit*.—

Toshiaki Saito

Die vorliegende Untersuchung von dem dritten Teil des *Systems der Sittlichkeit*, den Hegel selbst mit » Sittlichkeit «Überschreibt, ist in erster Linie Interpretation. Die in dem dritten Teil erreichte echte Sittlichkeit ist die Realisierung des wahrhaften Rechtes der menschlichen Natur. Hegel versucht die echte Sittlichkeit auf der menschlichen Natur zu basieren, und durch wechselseitige Subsumtion von Anschauung und Begriffs systematisch zu entwickeln. Die vorliegende Untersuchung ist in zweiter Linie der Versuch, diesen Versuch in der Systematik und im ganzen Verlauf des Systems durchsichtig zu machen.